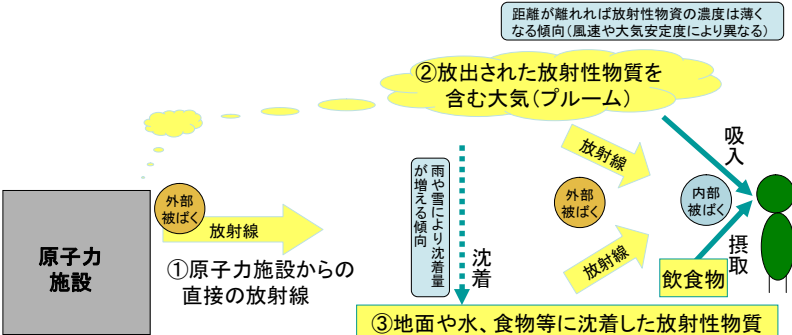
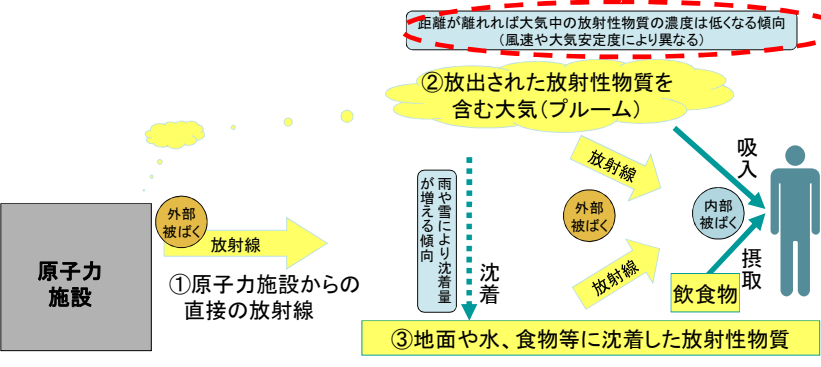


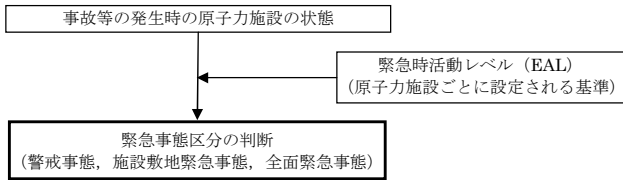
地域防災計画【原子力災害対策編】中間案からの修正事項 新旧対照表

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考
6 (6)	1章 4節 計画の構成	<p style="text-align: center;">第2章 9つの施策パッケージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1節 情報収集と連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境モニタリング結果などの情報収集、関係機関からの情報収集など、市として集めるべき情報収集の内容 ●市の連絡体制や職員の動員体制 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2節 市からの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市から、市民等や報道機関等関係機関への情報伝達体制、伝達する情報項目等 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3節 環境モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平常時と緊急時における環境モニタリングの体制と運用 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4節 退避・避難・避難受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等の退避・避難と、他自治体からの避難者の受入体制 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">第5節 被ばく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安定ヨウ素剤配布、スクリーニングやその結果に基づく被ばく対策、被ばく医療等 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第6節 飲食物の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲食物の出荷制限、摂取制限 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第7節 除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ●除染の方法や実施体制 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防護対策に直接関わる資機材や、後方支援に係る活動 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第9節 知識普及・啓発、防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等への知識普及、対応職員等の育成や訓練 </div> </div>	<p style="text-align: center;">第2章 9つの施策パッケージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1節 情報収集と連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市と関係機関相互の連携体制の確保 ●専門家の活用体制の確保 ●原子力防災関連情報の収集・蓄積 ●災害に強い多重化された通信手段等整備 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2節 市からの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等への情報伝達体制の整備 ●事故発生後の総合市民相談窓口の開設 ●風評被害対策 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3節 環境モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平常時と緊急時における環境モニタリングの体制と運用 ●モニタリングポストによる自動計測 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4節 退避・避難・避難受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等の屋内退避・一時移転の計画 ●災害時要援護者の支援体制整備 ●他市町村からの避難の受入れ体制整備 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">第5節 被ばく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安定ヨウ素剤の配備・運用、身体スクリーニングと被ばく医療、及び健康調査等について、国や県と連携した実施体制の整備 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第6節 飲食物の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲食物の出荷制限、摂取制限への対応 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第7節 除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ●除染体制の整備 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境モニタリング設備・機器、屋内退避長期化に備えた生活必需品、安定ヨウ素剤、身体スクリーニング等資機材等の調達、配備 ●資機材・人材輸送体制の整備 </div> <div style="width: 48%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第9節 知識普及・啓発、防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等への知識普及 ●原子力災害対策要員の育成や訓練 </div> </div>	<p>図中の文言の適正化</p>

図 1.4-1 原子力災害対策の構成

図 1.4-1 原子力災害対策の構成

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考
13 (13)	1章 5節 仙台市の概況と災害想定	<p style="text-align: center;">2. 災害想定</p> <p>(1) 原子力災害の概要</p> <p>イ 被ばくの経路</p>  <p style="text-align: center;">図 1.5-5 事故時の被ばくの種類</p>	<p style="text-align: center;">2. 災害想定</p> <p>(1) 原子力災害の概要</p> <p>イ 被ばくの種類</p>  <p style="text-align: center;">図 1.5-5 事故時の被ばくの種類</p>	記載の適正化及び誤字修正 (パブコム)

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考								
15 (15)	1章 5節 仙台市の概況と災害想定	<p>(4) 緊急事態における判断基準</p> <p>緊急事態の初期対応段階では、迅速な意志決定ができるよう、緊急事態の区分等を以下の判断基準に基づき決定する。</p> <p>ア 緊急時活動レベル(EAL : Emergency Action Level)</p> <p>国の指針では、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分が示されている。EALは、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急事態区分を判断する基準として設定されるものである(第7節 市の活動体制 参照)。EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、詳細な検討が今後行われることとなっている。</p>	<p>(4) 緊急事態における判断基準</p> <p>緊急事態の初期対応段階では、迅速な意志決定ができるよう、緊急事態の区分等を以下の判断基準に基づき決定する。</p> <p>イ 緊急時活動レベル(EAL : Emergency Action Level)</p> <p>国の指針では、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分が示されている。EALは、事故発生後に災害対策活動体制を確立し、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急事態区分を判断する基準となるものであり、各原子力施設の固有の特性に応じて設定される。</p> <p style="text-align: center;">表 1.5-9 緊急事態区分の概要</p> <table border="1" data-bbox="1256 655 2047 995"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象に対応。</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に対応。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">図 1.5-6 緊急事態区分と緊急時活動レベル (EAL)</p>	緊急事態区分	概要	警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。	施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象に対応。	全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に対応。	<p>緊急事態区分の概要及び緊急事態区分とその緊急時活動レベル(EAL)の関係を書き加え、あわせて本文を修正</p>
緊急事態区分	概要											
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。											
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象に対応。											
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に対応。											

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考
17 (16)	1章 6節 各主体の役割と業務大綱	<p>各災害対策は、市民等や行政、関係機関等がそれぞれの役割や責務を果たすことでお互いに補い合い、連携・協働して効果的に推進することができる。各主体はそれぞれが重要な役割を担っている。自らの役割を自覚するとともに他の主体の役割も理解し、災害時だけでなく平時においてもしっかり備えておくことが必要である。</p> <p>仙台市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として行政区域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、原災法第5条又は関係法令の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第5条第1項の責務を遂行する。</p>	<p>各災害対策は、市民等や行政、関係機関等がそれぞれの役割や責務を果たすことでお互いに補い合い、連携・協働して効果的に推進することができる。各主体はそれぞれが重要な役割を担っている。自らの役割を自覚するとともに他の主体の役割も理解し、災害時だけでなく平時においてもしっかり備えておくことが必要である。</p> <p>仙台市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として行政区域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関及び公共的団体、<u>原子力事業者等</u>の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、原災法第5条又は関係法令の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第5条第1項の責務を遂行する。</p>	記述の適正化 (パプコメ)

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考				
18 (17)	1章 6節 各主体の役割と業務 大綱	<p style="text-align: center;">1. 仙台市及び宮城県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">宮 城 県</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信体制の整備・強化に関する事 2 防災対策資料の整備に関する事 3 防護資機材の整備に関する事 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事 5 緊急時医療設備等の整備に関する事 6 防災業務関係者に対する教育に関する事 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 8 原子力防災訓練の実施に関する事 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 10 警戒本部の設置・運営に関する事 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事 13 自衛隊の派遣要請に関する事 14 住民等に対する広報及び指示に関する事 15 緊急時モニタリングに関する事 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事 18 緊急時医療措置に関する事 19 放射性汚染物の除去及び除染に関する事 20 各種制限措置の解除に関する事 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事 </td> </tr> </table>	宮 城 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信体制の整備・強化に関する事 2 防災対策資料の整備に関する事 3 防護資機材の整備に関する事 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事 5 緊急時医療設備等の整備に関する事 6 防災業務関係者に対する教育に関する事 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 8 原子力防災訓練の実施に関する事 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 10 警戒本部の設置・運営に関する事 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事 13 自衛隊の派遣要請に関する事 14 住民等に対する広報及び指示に関する事 15 緊急時モニタリングに関する事 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事 18 緊急時医療措置に関する事 19 放射性汚染物の除去及び除染に関する事 20 各種制限措置の解除に関する事 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事 	<p style="text-align: center;">1. 仙台市及び宮城県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">宮 城 県</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信体制の整備・強化に関する事 2 防災対策資料の整備に関する事 3 防護資機材の整備に関する事 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事 5 被ばく医療設備等の整備に関する事 6 防災業務関係者に対する教育に関する事 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 8 原子力防災訓練の実施に関する事 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 10 原子力災害警戒本部の設置・運営に関する事 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事 13 自衛隊の派遣要請に関する事 14 住民等に対する広報及び指示に関する事 15 緊急時モニタリングに関する事 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事 18 被ばく医療措置に関する事 19 放射性汚染物の除去及び除染に関する事 20 各種制限措置の解除に関する事 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事 </td> </tr> </table>	宮 城 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信体制の整備・強化に関する事 2 防災対策資料の整備に関する事 3 防護資機材の整備に関する事 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事 5 被ばく医療設備等の整備に関する事 6 防災業務関係者に対する教育に関する事 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 8 原子力防災訓練の実施に関する事 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 10 原子力災害警戒本部の設置・運営に関する事 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事 13 自衛隊の派遣要請に関する事 14 住民等に対する広報及び指示に関する事 15 緊急時モニタリングに関する事 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事 18 被ばく医療措置に関する事 19 放射性汚染物の除去及び除染に関する事 20 各種制限措置の解除に関する事 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事 	記載の適正 化
宮 城 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信体制の整備・強化に関する事 2 防災対策資料の整備に関する事 3 防護資機材の整備に関する事 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事 5 緊急時医療設備等の整備に関する事 6 防災業務関係者に対する教育に関する事 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 8 原子力防災訓練の実施に関する事 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 10 警戒本部の設置・運営に関する事 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事 13 自衛隊の派遣要請に関する事 14 住民等に対する広報及び指示に関する事 15 緊急時モニタリングに関する事 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事 18 緊急時医療措置に関する事 19 放射性汚染物の除去及び除染に関する事 20 各種制限措置の解除に関する事 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事 							
宮 城 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信体制の整備・強化に関する事 2 防災対策資料の整備に関する事 3 防護資機材の整備に関する事 4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事 5 被ばく医療設備等の整備に関する事 6 防災業務関係者に対する教育に関する事 7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 8 原子力防災訓練の実施に関する事 9 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 10 原子力災害警戒本部の設置・運営に関する事 11 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事 12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事 13 自衛隊の派遣要請に関する事 14 住民等に対する広報及び指示に関する事 15 緊急時モニタリングに関する事 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事 17 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事 18 被ばく医療措置に関する事 19 放射性汚染物の除去及び除染に関する事 20 各種制限措置の解除に関する事 21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事 22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事 							

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考																																		
19 20 (18) (19)	1章 6節 各主体の役割と業務 大綱	<p style="text-align: center;">4. 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社</td> <td>1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道 (株) 東北支社</td> <td>1 災害時における救援物資輸送確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 (株) (宮城支店)</td> <td> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事 6 災害非常時通信の調査及び気象警報等の伝達(東日本電信電話株式会社)に関する事 7 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保に関する事 </td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社)</td> <td> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 (宮城県支部)</td> <td> 1 医療救護に関する事 2 救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の血液製剤の供給に関する事 4 義援金の受付及び配分に関する事 5 その他災害救護に必要な業務に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (仙台放送局)</td> <td>1 災害情報等の放送に関する事</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路 (株) (仙台管理事務所)</td> <td>1 高速道路等の交通確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所)</td> <td> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事 </td> </tr> </table>	東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社	1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事	日本貨物鉄道 (株) 東北支社	1 災害時における救援物資輸送確保に関する事	東日本電信電話 (株) (宮城支店)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事 6 災害非常時通信の調査及び気象警報等の伝達(東日本電信電話株式会社)に関する事 7 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保に関する事	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事	日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護に関する事 2 救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の血液製剤の供給に関する事 4 義援金の受付及び配分に関する事 5 その他災害救護に必要な業務に関する事	日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送に関する事	東日本高速道路 (株) (仙台管理事務所)	1 高速道路等の交通確保に関する事	独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事	<p style="text-align: center;">4. 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社</td> <td>1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道 (株) 東北支社</td> <td>1 災害時における救援物資輸送確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 (株) (宮城支店)</td> <td> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事 </td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) N T T ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社)</td> <td> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 (宮城県支部)</td> <td> 1 医療救護に関する事 2 救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の血液製剤の供給に関する事 4 義援金の受付及び配分に関する事 5 その他災害救護に必要な業務に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本銀行仙台支店</td> <td>1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (仙台放送局)</td> <td>1 災害情報等の放送に関する事</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路 (株) (仙台管理事務所)</td> <td>1 高速道路等の交通確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所)</td> <td> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事 </td> </tr> </table>	東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社	1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事	日本貨物鉄道 (株) 東北支社	1 災害時における救援物資輸送確保に関する事	東日本電信電話 (株) (宮城支店)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) N T T ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事	日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護に関する事 2 救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の血液製剤の供給に関する事 4 義援金の受付及び配分に関する事 5 その他災害救護に必要な業務に関する事	日本銀行仙台支店	1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策	日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送に関する事	東日本高速道路 (株) (仙台管理事務所)	1 高速道路等の交通確保に関する事	独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">社号変更を反映</p> <p style="text-align: center;">指定公共機関を追加</p>
東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社	1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事																																					
日本貨物鉄道 (株) 東北支社	1 災害時における救援物資輸送確保に関する事																																					
東日本電信電話 (株) (宮城支店)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事 6 災害非常時通信の調査及び気象警報等の伝達(東日本電信電話株式会社)に関する事 7 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保に関する事																																					
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事																																					
日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護に関する事 2 救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の血液製剤の供給に関する事 4 義援金の受付及び配分に関する事 5 その他災害救護に必要な業務に関する事																																					
日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送に関する事																																					
東日本高速道路 (株) (仙台管理事務所)	1 高速道路等の交通確保に関する事																																					
独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事																																					
東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社	1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事																																					
日本貨物鉄道 (株) 東北支社	1 災害時における救援物資輸送確保に関する事																																					
東日本電信電話 (株) (宮城支店)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事																																					
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) N T T ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの信頼性向上に関する事 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事																																					
日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護に関する事 2 救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の血液製剤の供給に関する事 4 義援金の受付及び配分に関する事 5 その他災害救護に必要な業務に関する事																																					
日本銀行仙台支店	1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策																																					
日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送に関する事																																					
東日本高速道路 (株) (仙台管理事務所)	1 高速道路等の交通確保に関する事																																					
独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北 ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事																																					

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考
50 (48)	2章 3節 環境モニタ リング	<p style="text-align: center;">2. 事故発生後の対応</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>イ 空間放射線監視強化体制の発令(全面緊急事態の発生段階)</p> <p>市は、東北電力から全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、モニタリング実施要領に基づき、空間放射線監視強化体制を発令する(災害対策本部長)。</p> <p>空間放射線監視強化体制では、事故状況や気象等に関する情報をもとに緊急時モニタリング実施計画を作成するとともに、本市域へのプルームの到達を幅広く検知するため、モニタリングポスト等の監視強化に加え、空間放射線量の随時計測を市内各所で実施するものとする。なお、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、本市域をプルームが通過している状況下にあると判断される場合には、空間放射線量の随時計測を停止し、計測に従事する職員等の安全を確保するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング開始の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、この体制を解除する。</p>	<p style="text-align: center;">2. 事故発生後の対応</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>イ 空間放射線監視強化体制の発令(全面緊急事態の発生段階)</p> <p>市は、東北電力から全面緊急事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又はその他の方法により情報を入手した場合、あるいは環境モニタリング結果より判断した場合、モニタリング実施要領に基づき、空間放射線監視強化体制を発令する(災害対策本部長)。</p> <p>空間放射線監視強化体制では、事故状況や気象等に関する情報をもとに緊急時モニタリング実施計画を作成するとともに、本市域へのプルームの到達を幅広く検知するため、モニタリングポスト等の監視強化に加え、空間放射線量の随時計測を市内各所で実施するものとする。なお、全面緊急事態の発生後、放射性物質の大量放出に至り、本市域をプルームが通過するおそれがあると判断される場合には、空間放射線量の随時計測を停止し、計測に従事する職員等の安全を確保するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング開始の指示が発令された場合、又は原子力施設に関わる全ての緊急事態が解除された場合に、この体制を解除する。</p>	記述の適正化

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考																																												
70 (68)	2章 8節 資材調達・ 備蓄・ロジス ティクス	<p style="text-align: center;">1. 資機材の配備</p> <p>(4) 身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材の配備</p> <p style="text-align: center;">表 2.8-2 身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材</p> <table border="1" data-bbox="340 411 1113 858"> <thead> <tr> <th>活用場面</th> <th>資機材の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">スクリーニング（救護所等）</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング測定</td> <td>GMサーベイメーター、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票</td> </tr> <tr> <td>測定検査員着用</td> <td>マスク、使い捨てキャップ、ポリエチレン手袋、白衣・作業衣、靴下、靴、積算線量計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡易除染（救護所等）</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>脱衣所の床に貼るビニールシート、大小ビニール袋、ポリバケツ、筆記具</td> </tr> <tr> <td>除染要員着用</td> <td>使い捨てキャップ、マスク、綿手袋、ゴム手袋、白衣、長靴、ポケット線量計</td> </tr> <tr> <td>除染対象者用</td> <td>着替え、バスタオル、</td> </tr> <tr> <td>除染措置用</td> <td>ガーゼ、ウェットティッシュ、生理食塩水、受水器、綿棒、中性洗剤、スポンジ</td> </tr> <tr> <td>創傷部位の措置用</td> <td>滅菌生理食塩水、ガーゼ</td> </tr> <tr> <td>再スクリーニング</td> <td>GMサーベイメーター、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票</td> </tr> </tbody> </table>	活用場面	資機材の例	スクリーニング（救護所等）		スクリーニング測定	GMサーベイメーター、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票	測定検査員着用	マスク、使い捨てキャップ、ポリエチレン手袋、白衣・作業衣、靴下、靴、積算線量計	簡易除染（救護所等）		備品	脱衣所の床に貼るビニールシート、大小ビニール袋、ポリバケツ、筆記具	除染要員着用	使い捨てキャップ、マスク、綿手袋、ゴム手袋、白衣、長靴、ポケット線量計	除染対象者用	着替え、バスタオル、	除染措置用	ガーゼ、ウェットティッシュ、生理食塩水、受水器、綿棒、中性洗剤、スポンジ	創傷部位の措置用	滅菌生理食塩水、ガーゼ	再スクリーニング	GMサーベイメーター、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票	<p style="text-align: center;">1. 資機材の配備</p> <p>(4) 身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材の配備</p> <p style="text-align: center;">表 2.8-2 身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材</p> <table border="1" data-bbox="1229 411 2002 858"> <thead> <tr> <th>活用場面</th> <th>資機材の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">スクリーニング（救護所等）</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング測定</td> <td>GMサーベイメーター等、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票</td> </tr> <tr> <td>測定検査員着用</td> <td>マスク、使い捨てキャップ、ポリエチレン手袋、白衣・作業衣、靴下、靴、積算線量計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡易除染（救護所等）</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>脱衣所の床に貼るビニールシート、大小ビニール袋、ポリバケツ、筆記具</td> </tr> <tr> <td>除染要員着用</td> <td>使い捨てキャップ、マスク、綿手袋、ゴム手袋、白衣、長靴、ポケット線量計</td> </tr> <tr> <td>除染対象者用</td> <td>着替え、バスタオル、</td> </tr> <tr> <td>除染措置用</td> <td>ガーゼ、ウェットティッシュ、生理食塩水、受水器、綿棒、中性洗剤、スポンジ</td> </tr> <tr> <td>創傷部位の措置用</td> <td>滅菌生理食塩水、ガーゼ</td> </tr> <tr> <td>再スクリーニング</td> <td>GMサーベイメーター等、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票</td> </tr> </tbody> </table>	活用場面	資機材の例	スクリーニング（救護所等）		スクリーニング測定	GMサーベイメーター等、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票	測定検査員着用	マスク、使い捨てキャップ、ポリエチレン手袋、白衣・作業衣、靴下、靴、積算線量計	簡易除染（救護所等）		備品	脱衣所の床に貼るビニールシート、大小ビニール袋、ポリバケツ、筆記具	除染要員着用	使い捨てキャップ、マスク、綿手袋、ゴム手袋、白衣、長靴、ポケット線量計	除染対象者用	着替え、バスタオル、	除染措置用	ガーゼ、ウェットティッシュ、生理食塩水、受水器、綿棒、中性洗剤、スポンジ	創傷部位の措置用	滅菌生理食塩水、ガーゼ	再スクリーニング	GMサーベイメーター等、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
活用場面	資機材の例																																															
スクリーニング（救護所等）																																																
スクリーニング測定	GMサーベイメーター、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票																																															
測定検査員着用	マスク、使い捨てキャップ、ポリエチレン手袋、白衣・作業衣、靴下、靴、積算線量計																																															
簡易除染（救護所等）																																																
備品	脱衣所の床に貼るビニールシート、大小ビニール袋、ポリバケツ、筆記具																																															
除染要員着用	使い捨てキャップ、マスク、綿手袋、ゴム手袋、白衣、長靴、ポケット線量計																																															
除染対象者用	着替え、バスタオル、																																															
除染措置用	ガーゼ、ウェットティッシュ、生理食塩水、受水器、綿棒、中性洗剤、スポンジ																																															
創傷部位の措置用	滅菌生理食塩水、ガーゼ																																															
再スクリーニング	GMサーベイメーター、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票																																															
活用場面	資機材の例																																															
スクリーニング（救護所等）																																																
スクリーニング測定	GMサーベイメーター等、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票																																															
測定検査員着用	マスク、使い捨てキャップ、ポリエチレン手袋、白衣・作業衣、靴下、靴、積算線量計																																															
簡易除染（救護所等）																																																
備品	脱衣所の床に貼るビニールシート、大小ビニール袋、ポリバケツ、筆記具																																															
除染要員着用	使い捨てキャップ、マスク、綿手袋、ゴム手袋、白衣、長靴、ポケット線量計																																															
除染対象者用	着替え、バスタオル、																																															
除染措置用	ガーゼ、ウェットティッシュ、生理食塩水、受水器、綿棒、中性洗剤、スポンジ																																															
創傷部位の措置用	滅菌生理食塩水、ガーゼ																																															
再スクリーニング	GMサーベイメーター等、食品包装用ラップフィルム、スクリーニング測定記録票																																															

新頁 (旧頁)	節	中間案	修正案	備考
74 (72)	事故発生後の原子力災害対策フロー	<p>The intermediate proposal flowchart details emergency response procedures. It starts with incident types (e.g., reactor accident, earthquake-related accidents, full-scale accidents) leading to radioactive material release. Key actions include evacuation, sheltering, and distribution of iodine tablets. It covers information collection, communication with citizens, monitoring, and decontamination measures.</p>	<p>The revised proposal flowchart is identical to the intermediate proposal but includes red dashed arrows pointing to specific changes. These changes are primarily in the 'Evacuation and Sheltering' (第4節) section, where it adds 'Evacuation and sheltering support' (避難・避難準備の支援) and 'Evacuation and sheltering support for citizens' (市民等への物資の供給) to the existing procedures.</p>	図中の表現の適正化